

[REDACTED]

(第 1 問)

本問では、 $\mathcal{C}$ の発点では、数字担当と証明記されているので、 $\mathcal{C}$ である。

(第 1 問)

ア 実行行為は、特定の構成要件に該当する法益侵害の現実的開始性
有する行為である。不作為である場合、当該法益侵害の防止が、
可能に、実行行為たり得る。(外、作為と並列、未着手不作為)

2

(第 1 問)

実行為に拘らず、処罰手続が不明確となり、構成要件の自由保障機能が
空しくなる。そこで、①作為義務、作為者が作為義務が存在し②
作為が容易かつ、能く合理的にのみ、不作为が実行為と認めらる。
作為義務は、被害者の法益が行為者に依存してゐる場合認めらる。
具体的には、法令契約、先行行為に加え、排他的支配の認定、保護-引
受け予え総合的に判断する。

イ. 本問では、甲は、被害者乙と、父子関係にある。甲は、乙の父と見做され、扶助義務(177条)が存在する。甲は、乙と共に暮らして、他に家族はいないから、なお、甲は、乙の保護の立場にある。また、乙は、発見当時、軽傷であったが意識不明であった。取扱いにも、不解を存知していた。この輕例に場所不明は、確で判、また不解を存知に於ては、輕微に存知であった。①、死の危険性があった。そこで、輕例に場所は、人の出入りの少ない場所であり、草木に囲まれ、発見が困難であった。時間、10時30分と夜近く、さらに発見時の状況であった。この状況で、甲乙を救助するは、甲は、いなく、非他的義務を存知して、非他的義務乙に、あったとみる。

(たかじ、保護した立場の乙が、排他他国に決定したとある。甲の主張は、乙は他国に決定したとある。乙は、甲が救済するべき義務がある、とある。

7. 次に②について.

また甲は乙と自乗車の中に移すことには、崖への転落等の危険が伴うこと以上、作為は、容疑者が消滅したと見る。

I. 5, 7. 実行行為が認められた。

(2) 結果は死亡していない。しかし、処置を開始した時点で、軍の存在を

介在に、不行為の危険が現実化を基礎は、あたるとか、実行の着手は、
認めらる。

(3) 故意とは、~~死~~実行行為の死にいたる程度のあるものと認識、認容したにある。

欄では、この状態を排くことで、放置すれば、軽微な症状がある
と認識して、 $\therefore$ この状態を認識しておきながら、何の対策も
とせずに、無治療で経過を待ち出す傾向が¹³多いこと、
不妊もあり、危険性にも、かなり高い認識があること。
（一方で、故意は、あること。）

(4) 以上より、上記行為は、殺人未遂罪が成立する。

2. それに対し、保護責任者の立場から、反論が2つ考えられる。

1. ~~保護責任者~~ ⁽²⁰¹⁴⁾ といふ地位と、不作為の法的義務は、義務の程度が異なる。すなわち 甲は 先行行為と行為とを伴ったため、保護責任者ではあるが、不作為の義務はないと主張する。

イ. しかし、両罪はともに、法益は、人の生命である。両罪中の起算点
罪対象者は、人の生命を脅かす因果の流布を支配するものであり、法益侵害
の程度では、区別されない。

7. (したがって、上記反論は、成立しない。)

(2) 尸次に、~~系争の程度~~、~~不審~~、~~故意~~、故意は存在せず。
張七、保護責任者遺棄致死罪の故意は存在せず。と主張する。

本問では、吾甲は、乙に先行行為を行つたおかげでなく、すでに軽傷を負つた状態を発見したとき吾甲は、乙が崖に軽落し居たのは認識していた。
~~乙が吾甲を放り投げた行為によって、吾甲は、乙が軽傷で、死に至るおそれでは、~~

第 2 問

認識してやがた。たとえ、認識してたとし、も、放置されておきず、
死んでおきた材料なという認識はなかつた。

(たがて、殺意、故意はなかつたといふ。保護者に置き去りにした
認識は、あるために、保護責任者遺失罪 不故意である。

1. (カ、殺意は存在したと考える。

他の方、軽傷を認識しただけでなく、甲が乙に産を付けた際に、
 反対方向に移動した行為を甲は認識している。この認識と転転
 倒伏した産が乙が標的5人のうちある事情の認識をうけずば、乙はま
 ち放置すれば、死の危険が生じることは、十分認識していたと云える。

また、一度は即けようと声かけて ~~お~~いりにかかろうと、乙が反
又か同へ歩いた様子見て、屋のこえ思ひ出し、即けるにはせめた。乙は助ける
ため、乙が死に付着物を、思ひ ~~に~~え、と持付和破るから、乙が死ん
乙が助かるべく、記さぬ、たこも持たしにさす。

7. よて 甲は、乙に対し殺意萌じ、たむえり。

3. 以此类推, 甲的行为如此, 粒入米道罪必成立可乎。

第3. 設問3.

1. 甲が丁に救助せよと放置した行為に殺人未遂罪(203所集)が成立する。

2. 实行行为

c1) ~~主~~上記不作為に実行行為が認められるから、第211条が判断される。

甲是黑丁的救助者立即报警，未造成伤害他的责任是“有”。甲比丁是轻。
乙他人乙未，他人乙未保护救助立即报警。

したがって、倫理上の義理はあっても、法的義務ではない。

(2) (カ), 甲は、丁をたて認識している。そこで、実行性の判断にこの事情を取り込むことが、結果実行行為の成立性を判断する客観的事実から行われる。(カ)客観的事実から判断すれば、脅威が存在しなくない。刑法4条は、^{結果}行為性、~~主観~~主観は、また行為の主観的・客観的結果結合である。そこで、処罰範囲を広げるために、行為時に一般人が認識していた事情も行為者が勝手に認識していた事情と並列しては、~~他人の観念から構成要件の結果発生~~とすることはできない。

相対的。甲は~~乙~~丁と乙との誤認した。また一般に
あつても、丁乙と誤認した。可能性がある。

（たがひ、Jとて、都立判情に するにたびエる）

(3) 丁と乙とに、作為義務を甲に認めず。

尸 甲乙では、親子でい、扶助義務に有るため、保護責任立場に甲は在る。
 丁は、怪我は重傷であり、放置すれば、又時を、死に陥る危険に在るから、
 それ、この場所には、甲乙乙が、~~おき~~^{おき}ては、~~非~~けつに在るから、救助行為に在
 る状況に在るから、甲が丁と甲の子者けりした、夜間であり、将了了電
 少のだから、~~発見他者か発見招いた困難な状況に在る。~~甲女子
 に~~放置する~~。丁は、丁に排他的支配に存在に在るた
 らざる。

(したがって、甲は、上記(8)の法曹に支應せしめて、作務料が支払われる。

~~需先乘除小、后算加、减的题，作为练习分给能力强的同学完成并作为课外作业。~~

(※4) J-2 は、性格と着衣が類似していること、この国和事物店場にて
とらわれていたこと、そして、夜間に盗む行為、未だとして、人を認識できない状況
であったことから、

1. 救済措置は、容易かつ行われたといえる。

2. したがって、作為義務違反あり、実行行為性が認められる。

3. 4) 死の結果は生じているが、故意に時点を、死の危険は著しいで
5. から、実行着手は、認められる。

6. (5) また甲は、死にも構わずに、思っているから殺意はあつた。しかし、

7. 乙と丁と誤認に陥り、客体的錯誤が生じている。錯誤があた

8. りにも、主観的に、規範に直面して、同一構成要件の事実の

9. 認識がなければ、規範に直面し、故意非難され得る。そして、主観と

10. 客観とで、構成要件の評價を統一致し得る限り、故意を認められる。

11. 乙と丁も人、という点で同一であり、その間には規範殺人罪は、

12. 同一構成要件の範囲内である。さらに、規範に直面して以上、丁は故意である。

13. したがって、甲に殺意を認められる。

14. 6) よって、甲に上記行為に殺人未遂罪が成立し、甲は罪受

15. 頭う。 → よくわかって

16. 以上